

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.123

【事務局】北海道立消費生活センター <https://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

不要なお皿の買い取りのほずが、大切な貴金属も強引に買い取られた！ －訪問購入のトラブルが増えています－

独立行政法人国民生活センター 注目情報 2024年9月27日

購入業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入」に関する相談が、全国の消費生活センター等に寄せられており、ここ数年増加しています。契約当事者が60歳以上の割合が全体の8割近くを占めているという特徴があり、特に高齢者に注意してほしいトラブルです。訪問購入については、特定商取引に関する法律（以下、特商法）においてルールが定められていますが、相談の内容をみると、ルールを守らない購入業者によるトラブルが生じています。PIO-NETにみる訪問購入に関する年度別相談件数は、2023年1月から8月までに3,071件で2022年同期から527件増加しています。

※PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムです。

【相談事例】

- （事例1）困っている人の役に立つと言われ訪問を承諾したが、とにかく家に上がろうとする。
- （事例2）断ってもしつこく勧誘され、長く話し込んで個人情報話を話してしまった。
- （事例3）皿だけのほずが、売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られてしまった。
- （事例4）断ってもしつこく居座られ、二束三文で貴金属を買い取られてしまった。
- （事例5）クーリング・オフ後返品してもらったが、指輪が2つ足りない。

【アドバイス】

- ・購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- ・突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。
- ・事前に、購入業者の名称、買い取ってもらう物品の対象をしっかりと確認しましょう。
- ・買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- ・購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう。
- ・クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引渡しを拒むことができます。
- ・トラブルになった場合や不安がある場合は、消費生活センターに相談しましょう。

【身近な高齢者を守るために】

消費生活センター等への相談は、家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも可能です。高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、不審な人間が出入りしていたり、困った様子がうかがえたりしないか等、日頃から高齢者の生活や言動、態度などを見守り、身近にいる周りの方が変化にいち早く気付くことがとても重要です。身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く相談してください。

北海道立消費生活センター

相談専用電話 050-7505-0999



受付時間（平日） 9:00～16:30

特別相談「消費者トラブル110番」のご案内

北海道立消費生活センター

消費生活に関するトラブルについて、消費者からのご相談を北海道立消費生活センターの消費生活相談員と札幌弁護士会の弁護士が電話や面談で、道民を対象とした特別相談を実施します。相談は無料です。通話料のみご負担下さい。この機会にお気軽にご相談下さい。

- ・開催日時 2024年10月19日(土) 午前10時から午後3時まで
- ・場所 北海道立消費生活センター 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館西棟2F
- ・電話番号 011-271-2203 (当日のみ特設電話)
- ・来所 面談相談のみ予約が必要です。 予約電話 011-221-0110

第61回北海道消費者大会が開催されました

(一般社団法人) 北海道消費者協会 常務理事 嵯峨仁朗

「ポストコロナ社会の消費者運動～いまと次代を見つめて」をテーマした第61回北海道消費者大会が9月20日、札幌市中央区のかでる2・7で開かれました。37協会153人を含め計180人がこれからの消費者運動に思いを寄せ、交流を深めました。

基調講演は日本女子大学名誉教授(消費者法)細川幸一さん。パネルディスカッションでは細川名誉教授、NPO法人 ezorock (エゾロック) 代表理事草野竹史さん、小樽商科大学4年生佐々木大晴さん、北海道消費者協会長島博子会長が参加して闊達な討論がこなわれました。また、北海道文教大学女子学生による食育アイドル「えにわっ娘」による歌と踊りが披露されました。



【基調講演】



【パネルディスカッション】



【食育を歌と踊りでPR】

各市町村消費者行政ご担当者の皆様へ

(一般社団法人)北海道消費者協会

北海道消費者協会では、北海道からの受託事業として「地域消費者被害防止ネットワーク(北海道登録)」や消費者安全法に規定されている「消費者安全確保地域協議会(消費者庁登録)」設置の促進を支援しております。設置に向けてご意見やご質問等がございましたら、お問い合わせください。

【連絡先】

(一社)北海道消費者協会 消費者教育推進及び地域ネットワーク設置促進担当

・電話 011(221)4217 ・E-mail keihatsu@do-syouhi-c.jp

インターネットバンキングを悪用したサポート詐欺に要注意！（9/9）

北海道警察本部 生活安全企画課 特殊詐欺抑止対策係

9月7日、旭川市内において、インターネットバンキングを悪用された、サポート詐欺の高額被害を認知しています。概要は、パソコン操作中、「トロイの木馬のスパイウェアに感染しました」とのメッセージと電話番号が表示され、表示された番号に電話すると『ソフトウェア開発会社の社員』を名のる男が出て、男の指示で、アプリケーションをダウンロードするとパソコンを遠隔操作され、その後、別の担当者に電話が代わり、インターネットバンキングで送金するために必要な暗証番号等を聞かれるままに教えてしまい、800万円をだまし取られたものとなります。

被害に遭わないために、

- ①画面に『ウィルス感染』等の表示が出た場合、表示された番号には電話を掛けず、警察相談専用電話 **# 9 1 1 0** に相談すること。
- ②口座番号や暗証番号を聞かれても絶対に教えないこと。

以上の2点を実践していただくとともに、ご家族や知人の方々にもお伝え願います！

「厚生労働省」をかたる詐欺電話が多発！（8月）

北海道警察本部 生活安全企画課 特殊詐欺抑止対策係

8月22日から北海道内において、「厚生労働省」をかたった、「保険証が不正利用されている」「重大なお知らせがあります。」などという自動音声ガイダンスによる詐欺電話が多数確認されています。音声ガイダンスの指示に従ってオペレーターに繋がると警察官をかたる者に電話が替わり、金銭を要求されます。厚生労働省はこのような電話を行っておらず、警察がお金を請求することは絶対にありません。

このような詐欺電話を受けたときは、すぐに電話を切って「警察相談専用電話 **#9110**」に相談していただくとともに、ご家族や知人の方々にも注意喚起をお願いします。

【金融機関の皆様へ】

- 詐欺被害者は、現金を用意するため、高額現金を引き出すことが予想されます。高額現金を引き出しに来店した際の声掛けを徹底いただき、積極的な通報をお願いします。

【すべての事業者等の皆様へ】

- この情報は、できる限り多くの道民の皆様には伝達できますよう、傘下企業、ご家族、ご友人、お知り合い、ご近所の方に対して転送するなど、広く情報提供をお願いします。